（ウ）　国、都道府県又は市町村（特別区及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。）が設置する児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの

（エ）　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四十九条の二第三号に規定する施設（（ウ）に掲げるものを除き、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（オ）　児童福祉法第五十九条第一項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市にあっては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成十三年三月二十九日雇児発第百七十七号）別添に規定する「認可外保育施設指導監督基準」を満たし、当該満たしていることにつき都道府県知事から証明書の交付を受けているもの（当該施設が都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合を除く。利用定員が六人以上であるものに限る。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第九百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県海津市南濃町庭田字南山一一三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市保井戸字日切一七二九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町牧田字和田五〇七八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田五〇七八の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市長島町久須見字洞一三〇二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字洞一三〇二の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市古川町高野字稲葉通三二四の一、三二四の三、字御堂洞二〇五七の一、二〇五九の一、字洞口二〇六六、二〇六六の二から二〇六六の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月二十六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町福地字蔵橋一の二四、一の三〇、一の三二、一の三四、一の三五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）